

ファミリーパック利用規約

株式会社ケイ・オプティコム
平成 22 年 3 月 1 日制定

第 1 章 総則

(本規約の目的)

第 1 条 本規約は、株式会社ケイ・オプティコム（以下「当社」といいます。）が提供する光ファイバーインターネット接続サービス（以下「e o 光ネット」といいます。）を利用することを目的として提供するファミリーパック（以下「本サービス」といいます。）について定めるものとし、当社よりファミリーパックの提供を受ける者（以下「契約者」といいます。）に適用されるものとし、

2 契約者は、本規約を誠実に遵守するものとし、

(注) 当社が提供する e o 光ネットとは、光ファイバーアクセスサービス契約約款で規定される電気通信サービス（プラン 1（e o 光ネット【ホームタイプ】）およびプラン 5（e o 光ネット【メゾンタイプ】）に限ります。）または e o 光ネット【マンションタイプ】会員規約または e o 光【マンションタイプ】所属会員規約で規定される e o 光ネット【マンションタイプ】（グローバル IP アドレスを付与するものに限ります。）とします。以下、同様とします。

(本規約の範囲、変更および通知)

第 2 条 当社は、本規約を契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、契約者に通知します。本規約の変更は、契約者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

2 当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行われるものとし、

第 2 章 本サービスの提供

(提供するサービス)

第 3 条 当社は、契約者に対し、以下に定めるサービスをパックにて提供します。

区分	単位
(1) e o 光無線ルーターまたは e o 光多機能ルーター無線ルーター機能	1 台または 1 機能
(2) 電子メール機能	5 メールアドレス (基本 1 メールアドレス + 追加 4 メールアドレス)

(3) メールウイルスチェック機能	5 メールアドレスまで (2)のメールアドレスに限ります)
(4) 総合ウイルス対策ソフト (ウイルスバスター マルチデバイス 月額版 for eo)	1 ライセンス (3クライアントまで)

(注) e o 光多機能ルーターのレンタルを受ける者については、1のレンタル契約につき、1の無線ルーター機能を提供します。

2 前項に規定するサービスについては、本規約に定める規定のある場合を除き、当社が別に定める規定もしくはトレンドマイクロ株式会社の使用承諾契約書に準拠するものとします。

(注) 当社が別に定める規定とは、光ファイバーアクセスサービス契約約款、e o 光【マンションタイプ】会員規約またはe o 光【マンションタイプ】所属会員規約、e o 光無線ルーターレンタル規約、e o 光多機能ルーターレンタル規約およびメールウイルスチェックサービス利用規約とします。以下、同様とします。

第3章 契約

(契約の単位)

第4条 e o 光ネット1回線ごとに1のパック契約を締結します。

(利用申込をすることができる者の条件)

第5条 本サービスの利用申込をすることができる者は、当社が提供するe o 光ネットの契約者に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、すでに当社より第3条(提供するサービス)に規定するサービスを契約している場合は、本サービスが適用されない場合があります。

(利用申込の方法)

第6条 本サービスを利用する場合は、当社所定の方法により利用申込を行っていただきます。

(利用申込の承諾)

第7条 当社は、前条(利用申込の方法)による利用申込に対し、当社が承諾し、その旨を通知した時点で本サービスの契約が成立するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。
- (2) 第5条(利用申込をすることができる者の条件)に規定する条件に満たさないとき。
- (3) その他、当社が不適切と判断したとき。

(契約の解除)

第8条 本サービスの契約の解除を希望する場合には、当社所定の方法で届け出ることにより、

本サービスを解除することができるものとします。

第4章 料金

(利用料金)

第9条 本サービスに係る利用料金は、料金表（利用料金）に規定する料金を、当社が指定する期日までに当社所定の方法により毎月まとめて支払うものとします。

2 料金の課金開始日は、第7条（利用申込の承諾）に規定するパック契約の成立日が属する月（e o光ネットと同時申込の場合は、e o光ネットの開通日が属する月）の翌月1日とします。

3 契約終了月の利用料金は、月額の利用料金を支払うものとし、日割課金は行いません。

なお、第8条に規定する方法により本サービスの契約解除後、第3条（提供するサービス）に規定する一部のサービスを継続して利用する場合の当該サービスに係る料金は、本サービス契約終了月の翌月より当社が別に定める規定の料金が適用されます。ただし、当社が別に提供する他のパックサービスとの契約移行などの過程で生じる個々のサービスの料金については、その手続きの態様などを勘案し、減額して適用する場合があります。

第5章 雑則

(分離性)

第10条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第11条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第12条 本規約の条項または、本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、契約者および当社の双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 協議による解決をはかることができない場合、本規約に関する紛争は、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3 本条は本サービスの終了後も効力を有するものとします。

料 金 表

1. 事務手数料
削除

2. 利用料金

月額

区 分	単 位	料金額
ファミリーパック料金	1のパック契約ごとに	477円 (税込額 515円)

附 則

(実施期日)

この利用規約は、平成 22 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。
(契約事務手数料に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった契約事務手数料については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 9 月 1 日から実施します。
- 2 平成 24 年 10 月 1 日から料金表 2. 利用料金に規定する利用料金については、次表に規定する料金を適用します。

区 分	単 位	料金額 (税込み)
ファミリーパック料金	1 のパック契約ごとに	500 円

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に、旧規約に基づき支払い、支払わなければならなかった利用料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。
- 2 平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日の間にファミリーパックの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合、課金開始月およびその翌月については、料金表 2.利用

料金に規定する料金額から400円を割引して適用します。なお、e o 光ネットの申し込みと同時にファミリーパックの申し込みをされた場合、当該e o 光ネットの利用を平成25年7月31日までに開始する事が当該割引適用の条件となります。

(注1) 割引適用期間中に契約の解除があった場合、料金額は第9条の規定に準じて取り扱いません。

(注2) 平成24年11月1日から平成25年1月31日の間にファミリーパックの契約を解除し、新たにファミリーパックの申し込みがあり、当社がその申し込みを承諾した場合であっても、この附則2に規定する割引の適用はされないものとします。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。
2. 第3条(提供するサービス)において規定する総合ウイルス対策ソフトは、平成25年2月1日以降に利用を開始される場合については、「ウイルスバスター月額版 for eo」に替えて「ウイルスバスター マルチデバイス 月額版 for eo」を提供します。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。
2. 第3条(提供するサービス)において旧規約により規定されるe o 光無線ルーターはe o 光無線ルーターまたはe o 光多機能ルーター e o 光無線ルーター機能と変更するものとし、平成25年2月1日以降に利用を開始される場合については、「e o 光無線ルーター」に替えて「e o 光多機能ルーター無線ルーター機能」を提供します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年2月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1. この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。
2. 平成 29 年 7 月 1 日からファミリーパックの新規申込の受付は行いません。